

回覧



野外焼却は 禁止されています！

野焼き・畦焼きなどによる火災が発生しています。

火が建物や山林まで拡大すると、周囲に甚大な被害が及ぶだけでなく、人命にも危険が及びます。

火災のほとんどが、人の不注意によって起きています。火の取り扱いに注意し、火災を未然に防止しましょう。

プラスチックやゴミなどの廃棄物を野外で焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法）」の第16条の2により原則禁止されています。

違反者には「5年以下の懲役、1,000万円以下（法人の場合3億円以下）の罰金又はその両方」が課せられます。（廃棄物処理法第25条第15号）

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却の例

他の法令に基づく焼却



森林病害虫が付着した材木の
焼却など

☆国や地方公共団体が施設管理のために行う焼却



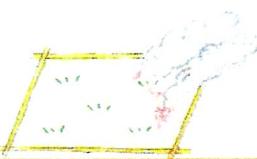
河川管理を行うために伐採
した草木の焼却など

☆伝統行事や宗教上の行事で行う焼却



三九郎、塔婆供養など

☆農業、林業、漁業等に伴うやむを得ない焼却



畦焼き、もみ殻、伐採
した枝の焼却など

これらのものであっても周辺の生活環境に影響を与えないようにすることが必要です。

近隣からの苦情などにより例外から除外される場合がありますので、木や葉などをよく乾燥させる、焼却を短時間で終わらせる、風向きに気を付けるなど配慮をしてください。